新監査公表第7号

平成25年度包括外部監査の結果に基づく措置について、新潟市長から通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により以下のとおり公表します。

平成26年7月28日

新潟市監査委員貝瀬壽夫同宮本裕将同佐藤豊美同渡辺仁

平成25年度包括外部監査 「高齢者福祉に関する財務事務の執行について」

新潟市長が講じた措置

報告書頁	監査 対象	監査結果の概要	結果に対する措置
59	介護保	指摘事項 No.1 第1 介護保険制度 1. 要介護認定事務	
		新潟市要介護認定調査定期検査実施要領で求めている検査事項は、現在全件実施している検査の抽出方法を変えたものに過ぎないことから、目的達成の効果は限定的と考えられる。本要領を見直し、目的が達成されるように、現在実施されている検査に加えて、より良い方法があればそれを規定すべきである。	現行の全件検査で、本要領に定めた目的は概ね 達成されているものと考えますが、平成26年度中 により良い方法を検討し、本要領の見直しを行っ てまいります。 【検討中】
60	介護保	指摘事項 No.2 第1 介護保険制度 1.要介護認定事務	
		新潟市認定調査従事者研修実施要領に定める目的から、認定調査に係る研修への出席者の受講履歴を管理するのみではなく、欠席者についてもその後の受講状況をモニタリングし、受講しない場合には督促等を行うべきである。	研修欠席者については、その後の受講状況を把握し、受講がない場合の督促や、欠席者向けのフォローアップ研修について、平成27年度からの実施に向けて検討いたします。 【検討中】
60	介護保	指摘事項 №3 第1 介護保険制度 1.要介護認定事務	
		新潟市介護認定審査会委員研修実施要綱に 定める目的から、介護認定審査に係る研修へ の出席者の受講履歴を管理するのみではな	研修欠席者については、その後の受講状況を把握し、受講がない場合の督促や、欠席者向けのフォローアップ研修について、平成27年度からの実

く、欠席者についてもその後の受講状況をモ ニタリングし、受講しない場合には督促等を 行うべきである。

施に向けて検討いたします。

【検討中】

83 険課

指摘事項 №4 |介護保|第1 介護保険制度 4. 保険料の徴収事務

> 一者随意契約の適用に当たっては公平性・ 透明性・経済性に反するおそれがあるために 厳正を期することが求められていることから すれば、契約可能な事業者の調査をすること なく継続的に特定の事業者と一者随意契約を 締結している事は、手続として不十分といわ ざるを得ない。要綱等に基づき、随意契約締 結のための手続を徹底すべきである。

指摘を受けた契約については、1者しか対応で きない業務であると、契約課において既に調査が 済んでおり、結果的には適切であることを確認い たしました。今後も、適切な契約事務の執行に努 めてまいります。

【措置済み】

90 険課

指摘事項 No.5 介護保 第1 介護保険制度 5. 保険料の滞納管理

> 介護保険料の滞納者に対しては通知等は行 うものの滞納処分といった直接的な対応は行 っておらず、また、債権回収を専門に取り扱 う債権管理課への引継ぎも、その処理能力か らごく一部にとどまっている。このため、債 権管理課へ引継いでいない滞納額について は、介護保険課が回収業務を行うことが必要 であり「新潟市財務規則」に従い、督促に応 じない場合には滞納処分を行わなければなら ない。

平成26年度の徴収事業計画から、滞納処分の実 施に向けての見直しを行い、債権管理課と連携を 図りながら債権所管課である介護保険課において 滞納処分の実施に努めてまいります。

【方針決定】

95 険課

指摘事項 No.6 |介護保||第1||介護保険制度 6. 保険料の減免事務

> 助け合いの精神により皆が少しずつ保険料 を負担することが前提となっている介護保険 制度の趣旨からすれば、過度に保険料を減免 する事は不適切である。そのため、減免対象 となるかどうかの要件は厳格に調査すべきで あるが、実施すべき調査が行われていないと いえる。事務マニュアル等に基づき、減免の ための適切な調査を実施すべきである。

減免審査について、調査用の様式を作成する等、 事務マニュアルを改訂後、各区役所担当者へ配布 し、適切な調査を行うよう周知をいたしました。

【措置済み】

101 険課

指摘事項 No.7 介護保 第1 介護保険制度 8. 介護保険システム

> 介護保険システムは個人別にID 設定が行 われており、ユーザーの所属に応じて利用で きる権限が制御されているが、パスワードは ユーザーID と同一の設定となっており、定期 的な変更が行われていない。パスワードは他

定期的なパスワード変更を行うには、現在シス テム管理者のみがパスワード設定を行える権限を 各自が行えるようにシステム改修をする必要があ ることから、システム改修に係る予算措置を平成 27年度に講じる対応を進めてまいります。

者が推測困難なものを設定し、定期的に変更 する必要がある。

【検討中】

102 険課

指摘事項 №.8 介護保 第1 介護保険制度 8. 介護保険システム

> アプリケーションの管理者権限が介護保険 課賦課収納係の職員全員に付与されており、 システム担当者に限定されていない。システ ム管理者権限はシステム担当者にのみに付与 する必要がある。

所属ごとにシステムの権限を付与する仕様にな っており、操作者情報と各業務それぞれの保守権 限を分けることができない仕様になっており、シ ステム改修をする必要があることから、システム 改修に係る予算措置を平成27年度に講じる対応 を進めまいります。

【検討中】

106

指摘事項 №.9 高齢者 第2 高齢者福祉事業

支援課 1. 新潟市における高齢者福祉事業の概要

一部の地域に在住している人しか利用でき ない配食サービス事業は、社会保険方式(一 定期間の保険料拠出を給付の受給要件とし、 保険料を財源として保険給付を行う方式)を 採用している介護保険制度の趣旨から問題が あると考える。すなわち、利用条件を満たし ている高齢者でも在住している地域によって サービス利用の選択の機会が与えられないこ とは、負担(保険料)と給付(サービス)の バランスが崩れることになり、被保険者間に おける公平性の観点から問題である。そのた め、配食事業を介護保険事業会計(特別会計) として実施するのであれば、利用条件を満た している被保険者が平等にサービス利用の選 択の機会が与えられるように改善すべきであ る。

配食サービス事業は、平成27年度から実施され る国の介護保険制度の改正の中で再構築が求めら れている介護予防・生活支援サービスに位置付け られているため、平成26年度に第6期高齢者保健 福祉計画(平成 27 年度~平成 29 年度)を策定す る中で、当該事業のあり方について、公平性確保 の対策を重要課題とし、他自治体の状況も参考に 適正な制度になるよう調査・研究してまいります。

【検討中】

60 険課

意見 No.1 介護保 第1 介護保険制度 1. 要介護認定事務

> 介護認定平準化研修を平成24 年度は開催 していないが、新潟市が直面する状況、つま り、新潟市が政令指定都市20 市の中で介護保 険料が最も高く、その原因の一つとして他の 政令指定都市よりも要介護認定における重度 者割合が高いことなどから、介護認定平準化 の必要性は高いと考えられ、本研修の開催を 前向きに検討することが望まれる。

平成27年度からの本研修開催に向け検討して まいります。

【検討中】

73 険課

意見 No.2 介護保 第1 介護保険制度 2. 介護給付適正化

相談者から寄せられる苦情には重要性のな

寄せられた苦情や相談を介護保険課へ集約し

いものから重要なものまで多様であると考えられるが、保険者として苦情・相談を受けた 履歴をデータベース化し、一元管理すること が望ましい。 一元管理するとともに、福祉監査課と相互に情報 提供を行ってまいります。

【方針決定】

73 **介護保** 険課

意見 No.3 介護保 第1 介護保険制度 険課 2. 介護給付適正化

介護保険課で発見した過誤が指導・監査に結びつく仕組がない。事業者の自己申告によらない過誤については誤りによるものか判別できないケースがほとによるものか判別できないた過誤にていることが発見した過誤しているとにデータとしてまとめ、指導・考えに結びつくような仕組を構築すべきときとは国保連に縦覧点検及と、平成26年度以降は国保連に縦覧点検及で医療情報との突合を委託する過誤に関するを大め、国保連から事業者別の過に関する情報を入手し、過誤件数の多い事業者に対して重点的な指導を行うことが望まれる。

平成26年10月に、国保連合会へ、縦覧点検及び医療情報突合を業務委託しますが、それによる過誤申立等の結果を、事業所別に提供を受け、事業所指導に活かすとともに、必要に応じて福祉監査課へ情報提供を行ってまいります。

【方針決定】

74 介護保 険課 人事課

意見 No.4 介護保 第1 介護保険制度 険課 2.介護給付適正化

高齢者が増加している中、介護保険課の人員数は増えておらず、通常業務をこなすことで手一杯となり、適正化事業を実施できる人員体制が整っていない。今後、高齢者がさらに増加していくことが見込まれることから、業務量に見合った人員体制を整えることが望まれる。

平成25年12月にケアプラン点検のための非常 勤職員を採用いたしました。今後も、国保連合会 への介護給付適正化業務の一部委託や、非常勤職 員の採用などにより、事務の効率化を図りながら、 適正な人員体制の確保に努めてまいります。

【方針決定】

75 **介護伊** 険課

意見 No.5 介護保 第1 介護保険制度 険課 2. 介護給付適正化

一定の介護給付適正化のための努力は認められるが、更なる介護給付の適正化を図るために、新潟市の特徴(地域性)を把握し、現状分析を行った上で課題を整理し、適正化事業に対する取組方針を決定すべきであると考える。なお、取組方針を決定する際には事業の目的と目標を明確にすることが重要である。

平成26年度に策定する第6期介護保険事業計画 の議論を踏まえ、介護給付適正化の目標と目的を 明確化し、取組方針を決定いたします。

【検討中】

90 **介護(険課**

意見 No.6 介護保 第1 介護保険制度 険課 5.保険料の滞納管理

債権管理課は、平成24 年7月に新設された ばかりであり、介護保険料の滞納回収におい 平成26年度の徴収事業計画から、滞納処分の実施に向けての見直しを行い、債権管理課と連携を

ては滞納処分といった具体的な活動実績はな く、電話対応と窓口相談が主な業務であった。 しかし、電話対応や窓口相談といった業務だ けで、収納率に一定の成果をあげている。電 話対応や窓口相談は、通常業務として従来か ら介護保険課で行われているものであり、債 権管理課の実績を鑑みれば改善の余地がある と考えられる。そのため、債権管理課と連携 の上、収納率の改善に取り組むことが必要で あると考える。

図りながら未収債権の回収に努めてまいります。

【方針決定】

93 険課

102

117

険課

意見 No.7 介護保 第1 介護保険制度 6. 保険料の減免事務

> 介護保険料の減免額の推移及び他市比較を 見ると、新潟市における低所得を理由とした 減免申請は大幅に少ない。以上からすると、 制度の周知徹底が十分に行われていない可能 性が考えられる。新潟市が他市と比較し、大 幅に減免額が少ない理由を分析の上、周知方 法に改善すべき余地がないか検討することが 望ましい。

意見 №.8 防災課 第1 介護保険制度 介護保 8.介護保険システム

> 介護保険システムに関する事業継続計画が 策定されていない。なお、この対応としてサ -バーの二重化が行われており機器の損傷に 対する対応は行われているが、いずれも庁舎 内の同一区画内に設置されている。また、デ -タのバックアップテープは耐火金庫に保管 しているが、耐火金庫も同一区画内に設置さ れているため、建物自体の損壊があった場合 はデータの復旧が行えないリスクが非常に高 いといえる。バックアップテープは遠隔地に 保管する等、災害時のデータ復旧が行える対 策を講じることが望まれる。

意見 №.9 高齢者 第2 高齢者福祉事業 支援課 2. 地域支援事業

> 地域支援事業実施要綱において目安とされ る二次予防事業参加者数割合5 パーセントに は大きく届いておらず、この達成は容易では ないが、できる限りこれに近づけるため施策 を実行することが望まれる。

減免制度についてまとめたチラシを新たに作成 し、窓口での納付相談時等において制度の周知を 図るようにいたしました。

また、減免が必要な人の実態に、より即した制 度となるよう、他都市の状況を参考にして、平成 26年度中に要件の見直しを行います。

【検討中】

地震災害時においても市民生活に必要な業務を 継続して実施することを目的に、非常時優先業務 及び資源の効率的投入等について定める本市の業 務継続計画(震災対策編)を、平成 26 年度に作成 いたします。

また、データのバックアップについては、長岡 市と締結した「電子計算機データのバックアップ テープの相互保管に関する協定」に基づき、介護 保険システムについても、最新のデータを月1回 長岡市に搬送することとしています。

【検討中】

通所介護予防事業や認知症・閉じこもり予防事 業について、平成 26 年度は事業の拡大を図ってお ります。併せて、基本チェックリストの結果通知 文に、上記事業の案内チラシと、事業参加後のデ ータ分析のチラシを同封し、事業の周知と参加意 欲を高める動機付けを行い、二次予防事業参加者 数割合の向上に努めてまいります。

【方針決定】

| 意見 No.10 | 122 | 高齢者 第 2 高齢者福祉事業 | 支援課 2. 地域支援事業

地域包括支援センターからの報告結果によ って、税金から委託料が支払われることを鑑 みれば、報告書の内容については厳正なチェ ックが求められる。しかし、現在行われてい るチェック方法では、虚偽の報告がなされた としても発見できないおそれがある。そのた め、地域包括支援センターからの報告書につ いて、提出書類の信憑性を確認する必要があ るほか、ほのぼのシステムの記録をチェック するだけではなく、虚偽の記載がなされてい ないかどうかを検証する為に証憑資料との照 合を実施することが必要であると考える。な お、証憑資料が整備されていないことも考え られる為、加算事業を実施した際には実施し たことを証明できる資料を整備するような体 制構築を指導することが必要である。また、 日堂の業務で証憑までチェックすることが困 日常の業務で証憑までチェックするこ 難である場合には、業務評価の際にサンプルで実施するということも考えられる。さらに、 検証の過程及び結果は、正式な記録として一 定期間保存する必要があると考える。

意見 No.11 高齢者 第 2 高齢者福祉事業 支援課 4. 紙おむつ支給事業

130

132

135

江南区において、紙おむつ配達事業者との 契約締結に係る起案用紙において、決裁日付 が確認できなかった。起案用紙には、決裁印 の押印のみならず、決裁時点を明記すること が望まれる。

| 意見 No.12 |高齢者 第 2 高齢者福祉事業 |支援課 4. 紙おむつ支給事業

紙おむつ配達事業者から提出される事業報告書と回収された紙おむつ券の照合の実施方法及びその結果の保管について、マニュアル等を整備し、各区担当者に周知させる事が望まれる。

| 意見 №13 |高齢者 第 2 高齢者福祉事業 |支援課 5. ねたきり高齢者寝具乾燥事業

不要な事務手続の増加を防止する観点から、契約締結前に業務内容を周知し、サービス提供の可否について事前に十分に検討した上で事業者を決定することが望まれる。

地域包括支援センター職員が訪問・相談したケースの実績に基づく請求に関して、平成26年度から、加算請求時に、対象者が記載した「訪問・面接票」原本を添付させ、請求書類と照合し、その後保存することとしました。

【措置済み】

指摘を受け、決裁日を追記いたしました。また、 契約事務を含め紙おむつ支給事業の手順の確認を 行い、平成26年度末までに各区役所担当者へ業務 手順等を示し、適正な事務の執行に努めてまいり ます。

【検討中】

平成26年度末までに業務手順等を示し、各区役所担当者へ説明会を開催するなど、業務の周知に努めてまいります。

【検討中】

契約締結前に書面等で業務内容を十分に周知し、仕様どおりにサービスを提供できるかどうか検討したうえで、事業者の決定を行ってまいります。

【方針決定】

意見 No.14

141

142

145

151

高齢者 第2 高齢者福祉事業

|支援課 |7. ねたきり高齢者等介護手当支給事業

支給対象者が、月20 日以上在宅で介護した 月を介護手当請求券に記入し、それに基づき、 区役所において介護保険システムへ入力し、 介護手当が支給される。「月20日間以上在宅 で介護した月」という要件をチェックする仕 組みが十分でないことから、介護手当請求に 関して、現状のチェック体制の見直し等について検討することが望まれる。 現チェック体制で、施設入所・入院等の有無について確認を行っているため、概ね妥当であると考えおります。なお、平成26年度末に、制度の実態調査を行うこととしており、その調査結果に基づき制度の有効性や実施方法を検証していくなかで、より適正なチェック体制を構築してまいります。

【検討中】

意見 No.15

高齢者 第2 高齢者福祉事業

支援課 7. ねたきり高齢者等介護手当支給事業

ねたきり高齢者等介護手当は、現金振込みによる支給であり、その使用用途が限定されていないことから、介護者にとっては有用な制度とは考えられるが、他の政令指定都市の状況を勘案し、また、介護手当の目的を達成する手段として、現状の方法が最善であるか検討し、必要に応じて見直す事が望まれる。

平成26年7月から介護している者の精神的負担の軽減と介護サービス利用促進を図ることを目的とした介護サービス利用支援給付事業に制度変更いたしました。平成26年度末に、制度変更の実態調査を行うことしており、その調査結果に基づき制度の有効性等を検証し、より目的達成できる制度設計をしてまいります。

【検討中】

意見 No.16

高齢者 第2 高齢者福祉事業

支援課 8. 新潟市老人クラブ補助金

老人クラブの意義を再確認し、新潟市として老人クラブをどのような方針で取扱っていくのか、全国的な傾向・対策を踏まえ再検討することが望まれる。また同時に、補助金支給額の妥当性のチェックをどこまで実施するのかも合わせて検討することが望まれる。

地域包括ケアシステム構築において、住民主体による生活支援サービスの充実・発展が期待されている中、既存の地域福祉団体である老人クラブも重要な地域資源の一つとして、活性化への期待がある一方、クラブ会員の高齢化・減少という問題もあります。この問題は全国的な課題であることから、他自治体の動向も注視し、支援のあり方、支給額の妥当性のチェックを考えてまいります。

【検討中】

| 意見 №.17

高齢者 第2 高齢者福祉事業

|支援課 | 11. 特別養護老人ホーム等建設資金償還金 | 補助金

現状のチェック体制では社会福祉法人の借入金の返済額を超える補助を行ってしまう可能性がある。最終的には返済完了時点のチェックで分かるものの、過大な補助を早期に発見するためにも、毎年、実際の返済額を確認することが望まれる。

平成25年度分より、施設から年度ごとの実績報告を提出してもらい、返済額の確認をすることといたしました。

【措置済み】

163

意見 No.18

高齢者 第2 高齢者福祉事業

人事課

|支援課 |15. 指定の管理

平成23年度に新潟県から居宅サービス事 業者、介護予防サービス事業者に対する指定 権限の移譲が行われており、業務量が増加し ている中、十分な人員補充が行われておらず、 恒常的に残業が発生している状況にある。今 後も業務量が増加することが見込まれること から、業務量に見合った人員体制を整備する ことが望まれる。

平成26年度4月の人事異動に伴い、課内の事務 分掌及び人員配置の見直しを行い、介護サービス 事業所等の指定権限を所管する施設整備係の正職 員を増員し対応しました。

今後も、事務の効率化を図りながら、適正な人 員体制の確保に努めてまいります。

【方針決定】

172 査課

意見 No.19 福祉監 第 3 福祉監査

4. 介護保険法に基づく指導監督

新潟市においては潜在的な過誤が多数存在 する状況であるが、人員不足により介護保険 サービス事業者に対する指導監督が十分に実 施できていない。事業者の理解不足等による 不適切な介護報酬請求も長期にわたった場合 には影響額も大きくなることから、不適切な 報酬請求の防止、早期の改善に資するよう、 計画的な実地指導を実施する必要がある。

毎年度、指導・監査基本方針に基づき、過去の 指導結果、苦情・通報、関係課からの情報提供、 その他各種情報が寄せられた事業所で運営が不十 分と思われるところを最優先として、効果的・効 率的に実地指導が行えるよう実施計画を策定して おります。併せて、集団指導において、制度説明 や実地指導での主な指摘事項(運営、報酬請求) などを解説することで、制度管理の適正化を図っ ております。

また、平成25年度から事業所の自己点検による 書面指導を行っておりますが、その結果により運 営が不十分と思われる事業所に対して、実地指導 を行うことといたしました。

【措置済み】

174 査課

意見 No.20 福祉監 第3 福祉監査

4. 介護保険法に基づく指導監督

介護保険サービス事業者に対する実地指導 結果に遡及期間(指導月の翌月から1年)が 明記されており、これをそのまま解釈すると1 年を超えて遡及すべきものがあったとしても 1 年分を返還すれば足りると判断しかねない 内容となっている。介護保険サービス事業者 の誤解を防止する観点から実地指導結果に記 載する遡及期間は1年に限定すべきではな く、1 年を超えて遡及すべきものがある場合 には最大で5 年間遡及する旨を記載すべきで ある。

実地指導において介護報酬の返還(過誤調整) を指導する際は、遡及期間を最大で5年となるよ う結果通知の記載方法を改めることといたしまし

【措置済み】

176 **杳課**

意見 No.21 福祉監 第 3 福祉監査

4. 介護保険法に基づく指導監督

営利事業所に対する書面監査は、平成24年 度までに全件終了している。過去書面監査が - 定の効果をあげていること及び実地指導数

書面指導の実施について、平成26年度の実施計 画に盛り込んでおり、平成25年度に引き続き実施 いたします。

また、来年度以降も、実施計画に盛り込み、効率的・効果的な指導が行えるよう書面指導を実施してまいります。

【措置済み】

査課

5. 介護保険法に基づく指導監督の実施主体の 在り方

効果的・効率的な指導監査を実施するために、介護保険法に基づく指導監督の実施主体の在り方を再度検討することが望まれる。例えば、以下のような方法が考えられる。

①福祉監査課に高齢者福祉施設(介護保険法 及び老人福祉法)に対する指導監査を専属で 行う係を設置し、当該係が実施する。

②介護保険全般を担当している介護保険課に 指導監査係を設置し、当該係が実施する。 ③指定権者である高齢者支援課の福祉施設整

備係が実施する。 これらはあくまでも例示であるが、人員体制 を整えて実施することが大前提である点に留 意が必要である。 介護保険法に基づく指導監督については、例示された体制も含め、いくつかの選択肢が考えられることから、それぞれのメリット、デメリットを考慮しながら、平成27年度以降の組織改正を検討する中で、より効果的・効率的な体制を進めてまいります。

【方針決定】

※措置欄に記載の【措置済み】、【方針決定】及び【検討中】について

【措置済み】は、外部監査人の指摘や意見について、必要な措置が実施されたこと、

【方針決定】は、外部監査人の指摘や意見について、改善措置は完了していないが、措置方針は決定していること、

【検討中】は、外部監査人の指摘や意見について、改善措置方針が検討中であること、

を示しているもので、監査委員事務局において追記したものです。